平成２３年（フ）第２６７号
滋賀県草津市笠山６丁目10番39号
債務者　村上　竹男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９１号
滋賀県野洲市野洲1399番地６　美和コーポ201号
債務者　北脇　康浩
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９３号
大津市瀬田３丁目40番10号
債務者　西村ミサヱ
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１５号
大津市坂本５丁目13番１号　真盛園
債務者　八島　和夫
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目21番地
債務者　ノーブルこと　北浦　勝已
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６９０号
京都市西京区山田久田町３番地25
債務者　河合　隆司
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８８号
京都市左京区岩倉長谷町230番地52
債務者　大浦　兼嗣
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
京都市左京区岩倉長谷町230番地52
債務者　大浦　展子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３７号
京都市左京区北白川小倉町50番地の253
債務者　大窪　芳裕
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６１号
京都市北区衣笠西馬場町39番地
債務者　小澤　正子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１０号
京都府京田辺市三山木見尊田６番地
債務者　中川　清治
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３６号
京都市伏見区京町２丁目218番地　デトムワン308
債務者　山下日出夫
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３８号
京都市伏見区向島四ツ谷池14―１　市営住宅５―６―212、住民票上の住所京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町438番地４　アブニール御池501号
債務者　東島　俊周
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４１号
京都市左京区田中上玄京町16番地　ヴィラ里ノ前302号
債務者　山内　勝喜
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６５号
京都府八幡市男山弓岡２番地―Ｂ26―403
債務者　岩﨑　弘幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
和歌山県新宮市緑ケ丘１丁目２番４号　メゾンドイ202号室
債務者　榎本　太作
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第２８号
和歌山県新宮市王子町３丁目６番18号
債務者　勝本　雅子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目16番15号、旧住所鳥取県鳥取市松並町２丁目305番地
債務者　山田　俊一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部